

＝延岡市地域公共交通会議における協議事項に関する説明資料＝

協議事項 延岡市地域公共交通活性化協議会への統合に伴う
設置要綱の廃止について

延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」）は、道路運送法に基づく手続き上必要な事項を協議するために設置していますが、取り扱う事項が延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）と深く関係することから、協議会の規約を整理することで、交通会議に関する事項を協議することとし、運営の効率化を図ります。

○統合の概要

- 1 施行日：令和8年4月1日（水）
- 2 変更する事項
 - ・延岡市地域公共交通活性化協議会が、道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行います。
 - ・延岡市地域公共交通会議は、令和8年3月31日をもって廃止します。

廃止する要綱は別添資料1をご覧ください。

＝延岡市地域公共交通活性化協議会における協議事項に関する説明資料＝

協議事項 （１）令和 7 年度予算の補正について

国の「令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金）」の交付申請を行っていましたが、国から当該補助金の交付決定及び額の確定通知がありました。

このことに伴い、予算を補正することとします。

1 補助金の交付決定及び額の確定通知の内容

九州運輸局長より、当協議会会長宛に以下のとおり通知がありましたので、報告します。

＝＝＝＝＝

1. 補助対象事業

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象となる 27 系統

2. 補助金の確定額

補助金額 ： 20,844 千円

3. その他

- (1) 上記の補助金が当協議会の口座に入金されるのは、令和 8 年 3 月 31 日以降となります。入金が確認され次第、補助対象事業に係る運行費用を負担している延岡市に対して当該金額を支払います。

＝＝＝＝＝

2 予算の補正

- 当初は同補助金の見込額として、6,745,000 円を計上していました。
- 今回、補助金の額が確定したことから、予算を補正することとします。

《延岡市地域公共交通活性化協議会財務規程 抜粋》

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

補正予算書は次ページをご覧ください。

令和7年度 延岡市地域公共交通活性化協議会 補正予算書

歳入

(円)

款 項 目	補正後 予算額	当初 予算額	比較	説明
1 負担金	0	0	0	
1 負担金	0	0	0	
1 負担金	0	0	0	
2 補助金	20,844,000	6,745,000	14,099,000	
1 補助金	20,844,000	6,745,000	14,099,000	
1 補助金	20,844,000	6,745,000	14,099,000	フィーダー系統確保維持事業
3 繰越金	63	63	0	
1 繰越金	63	63	0	
1 繰越金	63	63	0	
4 諸収入	0	0	0	
1 諸収入	0	0	0	
1 諸収入	0	0	0	
計	20,844,063	6,745,063	0	

歳出

(円)

款 項 目	補正後 予算額	当初 予算額	比較	説明
1 運営費	0	0	0	
1 会議費	0	0	0	
1 会議費	0	0	0	
2 事務費	0	0	0	
1 事務費	0	0	0	
2 事業費	20,844,000	6,745,000	14,099,000	
1 事業費	20,844,000	6,745,000	14,099,000	
1 事業費	20,844,000	6,745,000	14,099,000	フィーダー系統確保維持事業
3 予備費	63	63	0	
1 予備費	63	63	0	
1 予備費	63	63	0	
計	20,844,063	6,745,063	14,099,000	

※当協議会名義の口座内には平成24年より引き継いでいる残金63円があるため、予備費として扱う。

協議事項（２）延岡市地域公共交通会議との統合に伴う規約の改正について

道路運送法に基づく手続き上必要な事項を延岡市地域公共交通活性化協議会において協議するため、必要な規約の改正を行います。

このほか、会議の運営上必要となる箇所について、下記の通り改正を行います。

1 規約変更の概要

- 施行日：令和8年4月1日（水）
- 第2条（協議事項）に、協議会が道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うことを記載します。
- 第6条（協議会の委員）および別表について、委員の肩書・個人名は指定せず、各関係団体の長が指名する者とし、別表では団体・会社名のみ指定する形とします。
- 第7条（会議）第2項に、会議の成立要件を記載します。
- 同条第6項に、地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するための連絡・通報窓口を延岡市総合政策部地域政策課（旧：企画部地域・離島・交通政策課）に置くことを記載します。
- 第9条（分科会）に、協議会に分科会を置くことができることを記載します。
- このほか、市の組織再編に伴う部局名、課室名の修正を行います。

2 交通会議との統合に伴う運営上の変更点

- 協議が必要となる場合は、「延岡市地域公共交通活性化協議会」よりご案内させていただきます。
- 協議会の委員が所属する団体は変更がありませんので、引き続き協議にご協力いただきますようお願いいたします。

変更する規約は別添資料2をご覧ください。